

社団法人日本工業用水協会役員退職手当規則

常勤役員の退職給与については、在職期間1年につき、俸給月額額の100分の150の範囲内において、在職中の業績、類似団体等の状況、協会の財政状況等を考慮して、正副会長会議の了承を得て、会長が決定する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日より実施する。

附 則（平成22年5月6日）

この変更規定は、平成22年6月18日から施行する。